

新潟市食生活改善推進委員の養成事業等に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域住民を対象に健康づくり活動を行う食生活改善推進委員の養成事業等を実施するための必要な事項を定める。

(食生活改善推進委員)

第2条 食生活改善推進委員とは、食生活改善を中心とした健康づくりボランティア活動を継続的に実践する意欲を持つ満18歳以上の市民のうち、新潟市が実施する養成講座を修了した人をいう。

2 食生活改善推進委員は、地域住民の健康増進のために、積極的な健康づくり活動に努めなければならない。

(養成事業)

第3条 養成事業の課程は「健康栄養セミナー」とする。

2 養成事業の過程は、次の科目とし、総計20時間程度とする。

- (1) 食生活改善推進委員と地区組織活動
- (2) 国民健康情報と生活習慣病予防
- (3) 健康日本21
- (4) 食育
- (5) 食品衛生と食環境保全
- (6) 調理理論と調理実習
- (7) 身体活動・運動

3 講師は、医師、管理栄養士、保健師等健康づくりのための専門的知識を有するものとする。

(修了証書の交付)

第4条 市長は、養成事業課程の8割以上を修了した者に対し、修了証書(別記様式第1号)を交付する。

(養成事業)

第5条 市長は、育成事業として食生活改善推進委員の指導技術の向上に必要な研修等を行うものとする。

付 則

この要領は、平成14年7月1日から実施する。

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

修了証書

氏名

あなたは 年度新潟市食生活改
善推進委員の養成課程を修了したこ
とを証します

年 月 日

新潟市長